

広島市財産条例等の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市財産条例等の一部改正議案について、平成26年1月27日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市財産条例等の一部を改正する条例

2 改正の理由

消費税等の税率の引上げを考慮し、使用料又は手数料の額、利用料金の上限額等を引き上げようとするものである。

3 改正の内容（教育委員会関係分）

別紙のとおり

- (1) 広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例の一部改正
- (2) 広島市公民館条例の一部改正
- (3) 広島市青少年センター条例の一部改正
- (4) 広島市国際青年会館条例の一部改正
- (5) 広島市少年自然の家条例の一部改正
- (6) 広島市こども文化科学館条例及び広島市交通科学館条例の一部改正
- (7) 広島市グリーンスポーツセンター条例の一部改正

4 施行期日等（教育委員会関係分）

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 経過措置

次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

ア この条例の施行の日前に許可のあった公民館、青少年センター、少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの使用に係る使用料

イ この条例の施行の日前に収受のあったこども文化科学館のプラネタリウム及び交通科学館の乗り物資料の観覧に係る料金

改正の内容

(別紙)

(1) 広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例の一部改正

国際青年会館の宿泊施設を利用する者が午後3時から翌日の午前10時までの間に駐車させる場合の利用料金の上限額を、1台につき1,000円から1,020円に改める。

(2) 広島市公民館条例の一部改正

公民館の使用料の額を次のように改める。

区 分		使用料の額（1室につき 1時間までごとに）	
		現 行	改 正
ホール	二葉公民館，佐東公民館（ホール1に限る。），安公民館，船越公民館及び湯来西公民館	円 4,510	円 4,640
	竹屋公民館，舟入公民館，牛田公民館，早稲田公民館，青崎公民館，似島公民館，己斐上公民館，古田公民館，鈴が峰公民館，井口公民館，佐東公民館（ホール2に限る。），東野公民館，安東公民館，祇園西公民館，戸山公民館，真亀公民館，倉掛公民館，口田公民館，三入公民館，可部公民館，日浦公民館，阿戸公民館，矢野公民館及び五日市公民館	4,060	4,170
	中央公民館，祇園公民館，高陽公民館及び安佐公民館	3,160	3,250
	宇品公民館，観音公民館，白木公民館及び瀬野公民館	2,250	2,320
	中央公民館，吉島公民館，戸坂公民館，段原公民館，大河公民館，		

大集会室	仁保公民館，楠那公民館，三篠公民館，南観音公民館，己斐公民館，草津公民館，古市公民館，安公民館，大塚公民館，沼田公民館，亀山公民館；安佐公民館，中野公民館，船越公民館，湯来南公民館，石内公民館，河内公民館，八幡公民館，坪井公民館及び五日市公民館	1,350	1,390
研修室	全公民館	450	460
会議室	中央公民館，楠那公民館，佐東公民館，高陽公民館，亀山公民館，安佐公民館，利松公民館及び美隅公民館以外の公民館	450	460
実習室	全公民館	450	460
和室	中央公民館以外の公民館	450	460

(3) 広島市青少年センター条例の一部改正

ア 青年の家を青少年のための事業以外に使用する場合の使用料の額を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額			
	3 時間まで		3 時間を超える 1 時間までごとに	
	現 行	改 正	現 行	改 正
大集会室	円 4,050	円 4,170	円 1,350	円 1,390
小集会室，美術室及び音楽室	1,350	1,380	450	460
講義室及び実習室	1室につき 1,350	1室につき 1,380	1室につき 450	1室につき 460

イ 青少年会館のホールの使用料の額を次のように改める。

区 分			使 用 料 の 額							超過使用料の額 (30分までごとに)	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後4時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前午後 (午前9時 から午後 4時まで)	午後夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	1日 (午前 9時から 午後9時 まで)	午前9時 から午後 5時までの 時間	その他 の時間	
青少年の自主活動又は青少年を対象とする事業の場合	入場料を徴収しないとき	平日	現行	円 4,120	円 4,630	円 7,870	円 7,090	円 10,060	円 13,430	円 920	円 1,840
			改正	4,230	4,760	8,090	7,290	10,340	13,810	940	1,890
		土曜日、日曜日又は休日	現行	5,020	5,530	9,420	8,520	12,000	16,140	1,090	2,180
			改正	5,160	5,680	9,680	8,760	12,340	16,600	1,120	2,240
	入場料を徴収するとき	平日	現行	7,220	8,000	13,430	12,260	17,180	23,120	1,570	3,150
			改正	7,420	8,220	13,810	12,610	17,670	23,780	1,610	3,240
		土曜日、日曜日又は休日	現行	8,650	9,680	16,140	14,720	20,690	27,650	1,920	3,840
			改正	8,890	9,950	16,600	15,140	21,280	28,440	1,970	3,940
青少年を対象としない事業の場合	入場料を徴収しないとき	平日	現行	21,190	23,640	39,420	35,810	50,430	67,370	4,630	9,270
			改正	21,790	24,310	40,540	36,830	51,870	69,290	4,760	9,530
		土曜日、日曜日又は休日	現行	25,320	28,300	47,310	42,920	60,510	80,810	5,530	11,060
			改正	26,040	29,100	48,660	44,140	62,230	83,110	5,680	11,370
	入場料を徴収するとき	平日	現行	36,450	40,590	67,620	61,540	86,500	115,730	8,000	16,000
			改正	37,490	41,740	69,550	63,290	88,970	119,030	8,220	16,450
		土曜日、日曜日又は休日	現行	43,700	48,610	81,070	73,840	103,710	138,890	9,680	19,360
			改正	44,940	49,990	83,380	75,940	106,670	142,850	9,950	19,910

ウ 青少年会館の集会室，リハーサル室，大会議室及び小会議室を青少年のための事業以外に使用する場合の使用料の額を次のように改める。

区 分		使 用 料 の 額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに	
		現 行	改 正	現 行	改 正
集会室，リハーサル室及び大会議室		円 4,050	円 4,170	円 1,350	円 1,390
小会議室		1室につき	1室につき	1室につき	1室につき

	1,350	1,380	450	460
--	-------	-------	-----	-----

(4) 広島市国際青年会館条例の一部改正

ア 施設を青年の資質の向上に資する目的に使用する場合の利用料金の上限額を次のように改める。

区 分		金額（1人1泊につき）	
		現 行	改 正
洋室（小）		3,620 ^円	3,720 ^円
洋室（大）	1人で使用する場合	4,590	4,720
	2人で使用する場合	3,130	3,210
特別洋室	1人で使用する場合	6,050	6,220
	2人で使用する場合	4,030	4,140
和室（小）	1人で使用する場合	4,510	4,630
	2人で使用する場合	3,380	3,470
	3人で使用する場合	2,820	2,900
和室（大）	1人で使用する場合	4,510	4,630
	2人で使用する場合	3,380	3,470
	3人以上で使用する場合	2,820	2,900
宿泊研修室	1人で使用する場合	4,010	4,120
	2人で使用する場合	2,880	2,960
	3人以上で使用する場合	2,320	2,380

イ 宿泊施設を青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合の利用料金の上限額を次のように改める。

区 分		金額（1人1泊につき）			
		小 人		大 人	
		現行	改正	現行	改正
洋室（小）		3,620 ^円	3,720 ^円	5,760 ^円	5,920 ^円
洋室 （大）	1人で使用する場合	4,590	4,720	7,390	7,600
	2人で使用する場合	3,130	3,210	4,960	5,100

特別洋室	1人で使用する場合	6,050	6,220	9,620	9,890
	2人で使用する場合	4,030	4,140	6,410	6,590
和室(小)	1人で使用する場合	4,510	4,630	7,610	7,820
	2人で使用する場合	3,380	3,470	5,530	5,680
	3人で使用する場合	2,820	2,900	4,610	4,740
和室(大)	1人で使用する場合	4,510	4,630	7,610	7,820
	2人で使用する場合	3,380	3,470	5,530	5,680
	3人以上で使用する場合	2,820	2,900	4,610	4,740
宿泊研修室	1人で使用する場合	4,010	4,120	6,390	6,570
	2人で使用する場合	2,880	2,960	4,580	4,710
	3人以上で使用する場合	2,320	2,380	3,690	3,790

ウ 研修施設の研修室を青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合の利用料金の上限額を次のように改める。

区 分	金 額			
	3時間まで		3時間を超える1時間までごとに	
	現 行	改 正	現 行	改 正
1室を使用する場合	円 3,090	円 3,170	円 1,030	円 1,050
2室を一室として使用する場合	5,400	5,550	1,800	1,850
3室を一室として使用する場合	6,960	7,150	2,320	2,380

(5) 広島市少年自然の家条例の一部改正

宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料の額を次のように改める。

区 分	単 位	使 用 料 の 額				
		小 人		大 人		
		現 行	改 正	現 行	改 正	
宿	少年等が使用する	1人1泊に	円 400	円 410	円 820	円 840

泊室	る場合	つき				
	少年等以外の者が使用する場合	1人1泊につき	630	640	1,280	1,310
キャンプ施設		1人1泊につき	220	(現行に同じ。)	460	470
プール施設		1人1回につき	250	(現行に同じ。)	480	490

(6) 広島市こども文化科学館条例及び広島市交通科学館条例の一部改正

ア 広島市こども文化科学館条例の一部改正

プラネタリウムを観覧する場合の大人の利用料金の上限額を次のように改める。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正
個人で観覧する場合	映写1回につき	500 ^円	510 ^円
30人以上の団体で観覧する場合	1人映写1回につき	400	410

イ 広島市交通科学館条例の一部改正

交通科学館の本館（1階部分を除く。）に展示している乗り物資料を観覧する場合の大人の利用料金の上限額を次のように改める。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正
個人で観覧する場合	1回につき	500 ^円	510 ^円
30人以上の団体で観覧する場合	1人1回につき	400	410

(7) 広島市グリーンスポーツセンター条例の一部改正

キャンプ施設を使用する場合の大人の使用料の額を、1人1泊につき460円から470円に改める。

第 号議案

平成26年2月 日提出

広島市財産条例等の一部改正について

広島市財産条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市財産条例等の一部を改正する条例

(略)

(広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例の一部改正)

第16条 広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例（平成18年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1,000円」を「1,020円」に改める。

(略)

(広島市公民館条例の一部改正)

第52条 広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「4,510」を「4,640」に、「4,060」を「4,170」に、「3,160」を「3,250」に、「2,250」を「2,320」に、「1,350」を「1,390」に、「450」を「460」に改める。

(広島市青少年センター条例の一部改正)

第53条 広島市青少年センター条例（昭和40年広島市条例第34号）

の一部を次のように改正する。

別表第1大集会室の項中「4,050」を「4,170」に、「1,350」を「1,390」に改め、同表小集会室の項、講義室の項、美術室の項、音楽室の項及び実習室の項中「1,350」を「1,380」に、「450」を「460」に改める。

別表第2中「4,120」を「4,230」に、「4,630」を「4,760」に、「7,870」を「8,090」に、「7,090」を「7,290」に、「10,060」を「10,340」に、「13,

430」を「13,810」に、

920

」を

940

」

に、「1,840」を「1,890」に、「5,020」を「5,16

0」に、「5,530」を「5,680」に、

」を

「

」に、「8,520」を「8,760」に、「12,

000」を「12,340」に、「16,140」を「16,600」

に、「1,090」を「1,120」に、「2,180」を「2,24

0」に、「7,220」を「7,420」に、「8,000」を「8,

220」に、「12,260」を「12,610」に、「17,180」

を「17,670」に、「23,120」を「23,780」に、「1,

570」を「1,610」に、「3,150」を「3,240」に、

「8, 650」を「8, 890」に, 「9, 680」を「9, 950」
に, 「14, 720」を「15, 140」に, 「20, 690」を「2
1, 280」に, 「27, 650」を「28, 440」に, 「1, 92
0」を「1, 970」に, 「

」を「

」に,
「21, 190」を「21, 790」に, 「23, 640」を「24,
310」に, 「39, 420」を「40, 540」に, 「35, 810」
を「36, 830」に, 「50, 430」を「51, 870」に, 「6
7, 370」を「69, 290」に, 「9, 270」を「9, 530」
に, 「25, 320」を「26, 040」に, 「28, 300」を「2
9, 100」に, 「47, 310」を「48, 660」に, 「42, 9
20」を「44, 140」に, 「60, 510」を「62, 230」に,
「80, 810」を「83, 110」に, 「11, 060」を「11,
370」に, 「36, 450」を「37, 490」に, 「40, 590」
を「41, 740」に, 「67, 620」を「69, 550」に, 「6
1, 540」を「63, 290」に, 「86, 500」を「88, 97
0」に, 「115, 730」を「119, 030」に, 「16, 000」
を「16, 450」に, 「43, 700」を「44, 940」に, 「4
8, 610」を「49, 990」に, 「81, 070」を「83, 38
0」に, 「73, 840」を「75, 940」に, 「103, 710」
を「106, 670」に, 「138, 890」を「142, 850」に,
「19, 360」を「19, 910」に改める。

別表第3集会室の項, リハーサル室の項及び大会議室の項中「4, 0

50」を「4, 170」に, 「1, 350」を「1, 390」に改め,
同表小会議室の項中「1, 350」を「1, 380」に, 「450」を
「460」に改める。

(広島市国際青年会館条例の一部改正)

第54条 広島市国際青年会館条例(平成2年広島市条例第39号)の一
部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「3, 620」を「3, 720」に, 「4, 590」
を「4, 720」に, 「3, 130」を「3, 210」に, 「6, 05
0」を「6, 220」に, 「4, 030」を「4, 140」に, 「4,
510」を「4, 630」に, 「3, 380」を「3, 470」に,
「2, 820」を「2, 900」に, 「4, 010」を「4, 120」
に, 「2, 880」を「2, 960」に, 「2, 320」を「2, 38
0」に改める。

別表の(2)のアの表中「3, 620」を「3, 720」に, 「5, 76
0」を「5, 920」に, 「4, 590」を「4, 720」に, 「7,
390」を「7, 600」に, 「3, 130」を「3, 210」に,
「4, 960」を「5, 100」に, 「6, 050」を「6, 220」
に, 「9, 620」を「9, 890」に, 「4, 030」を「4, 14
0」に, 「6, 410」を「6, 590」に, 「4, 510」を「4,
630」に, 「7, 610」を「7, 820」に, 「3, 380」を
「3, 470」に, 「5, 530」を「5, 680」に, 「2, 820」
を「2, 900」に, 「4, 610」を「4, 740」に, 「4, 01
0」を「4, 120」に, 「6, 390」を「6, 570」に, 「2,

「880」を「2,960」に、「4,580」を「4,710」に、「2,320」を「2,380」に、「3,690」を「3,790」に改める。

別表の(2)のイの表中「3,090」を「3,170」に、「1,030」を「1,050」に、「5,400」を「5,550」に、「1,800」を「1,850」に、「6,960」を「7,150」に、「2,320」を「2,380」に改める。

(広島市少年自然の家条例の一部改正)

第55条 広島市少年自然の家条例(昭和53年広島市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「400」を「410」に、「820」を「840」に、「630」を「640」に、「1,280」を「1,310」に、「460」を「470」に、「480」を「490」に改める。

(広島市こども文化科学館条例及び広島市交通科学館条例の一部改正)

第56条 次に掲げる条例の規定中「500」を「510」に、「400」を「410」に改める。

(1) 広島市こども文化科学館条例(昭和55年広島市条例第41号)別表

(2) 広島市交通科学館条例(平成6年広島市条例第56号)別表第1

(略)

(広島市グリーンスポーツセンター条例の一部改正)

第58条 広島市グリーンスポーツセンター条例(昭和57年広島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「460円」を「470円」に改める。

(略)

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(略)

(2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った家畜の人工授精に係る家畜人工授精料及び施行日前に第1回の家畜の人工授精を受けた家畜について施行日以後に行う第2回以降の家畜の人工授精に係る家畜人工授精料

(3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター、少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの使用に係る使用料

(略)

(ii) 施行日前に収受のあった広島市健康づくりセンター健康科学館の健康資料、広島市こども文化科学館のプラネタリウム及び広島市交通科学館の乗り物資料の観覧に係る料金

(略)

新旧対照表（広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例）

現 行	改 正
<p>第1条（略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 利用料金の額は、1台につき20分までごとに100円（広島市国際青年会館の宿泊施設を利用する者が午後3時から翌日の午前10時までの間に駐車させる場合にあつては、1台につき<u>1,000円</u>。第6条第1項において同じ。）の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>	<p>第1条（現行に同じ。）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第2条（現行に同じ。）</p> <p>2 利用料金の額は、1台につき20分までごとに100円（広島市国際青年会館の宿泊施設を利用する者が午後3時から翌日の午前10時までの間に駐車させる場合にあつては、1台につき<u>1,020円</u>。第6条第1項において同じ。）の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <p>3・4（現行に同じ。）</p> <p>第3条～第7条（現行に同じ。）</p>

新旧対照表（広島市公民館条例）

現 行		改 正																									
第1条～第5条（略）		第1条～第5条（現行に同じ。）																									
（使用料）		（使用料）																									
第6条 公民館の使用料は、別表第2のとおり徴収する。 2・3（略）		第6条 公民館の使用料は、別表第2のとおり徴収する。 2・3（現行に同じ。）																									
第7条～第16条（略）		第7条～第16条（現行に同じ。）																									
別表第1（第2条関係）（略）		別表第1（第2条関係）（現行に同じ。）																									
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>円 <u>4,510</u></td> </tr> <tr> <td>広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館</td> <td><u>4,060</u></td> </tr> <tr> <td>広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館</td> <td><u>3,160</u></td> </tr> <tr> <td>広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白</td> <td><u>2,250</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）	ホール	円 <u>4,510</u>	広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館		広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館	<u>4,060</u>	広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館	<u>3,160</u>	広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白	<u>2,250</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>円 <u>4,640</u></td> </tr> <tr> <td>広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館</td> <td><u>4,170</u></td> </tr> <tr> <td>広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館</td> <td><u>3,250</u></td> </tr> <tr> <td>広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白</td> <td><u>2,320</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）	ホール	円 <u>4,640</u>	広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館		広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館	<u>4,170</u>	広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館	<u>3,250</u>	広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白	<u>2,320</u>
区分	使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）																										
ホール	円 <u>4,510</u>																										
広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館																											
広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館	<u>4,060</u>																										
広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館	<u>3,160</u>																										
広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白	<u>2,250</u>																										
区分	使用料の額 （1室につき 1時間までご とに）																										
ホール	円 <u>4,640</u>																										
広島市二葉公民館，広島市佐東公民館（ホール1に限る。），広島市安公民館，広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館																											
広島市竹屋公民館，広島市舟入公民館，広島市牛田公民館，広島市早稲田公民館，広島市青崎公民館，広島市似島公民館，広島市己斐上公民館，広島市古田公民館，広島市鈴が峰公民館，広島市井口公民館，広島市佐東公民館（ホール2に限る。），広島市東野公民館，広島市安東公民館，広島市祇園西公民館，広島市戸山公民館，広島市真亀公民館，広島市倉掛公民館，広島市口田公民館，広島市三入公民館，広島市可部公民館，広島市日浦公民館，広島市阿戸公民館，広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館	<u>4,170</u>																										
広島市中央公民館，広島市祇園公民館，広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館	<u>3,250</u>																										
広島市宇品公民館，広島市観音公民館，広島市白	<u>2,320</u>																										

現 行			改 正		
	木公民館及び広島市瀬野公民館			木公民館及び広島市瀬野公民館	
大集会室	広島市中央公民館，広島市吉島公民館，広島市戸坂公民館，広島市段原公民館，広島市大河公民館，広島市仁保公民館，広島市楠那公民館，広島市三篠公民館，広島市南観音公民館，広島市己斐公民館，広島市草津公民館，広島市古市公民館，広島市安公民館，広島市大塚公民館，広島市沼田公民館，広島市亀山公民館，広島市安佐公民館，広島市中野公民館，広島市船越公民館，広島市湯来南公民館，広島市石内公民館，広島市河内公民館，広島市八幡公民館，広島市坪井公民館及び広島市五日市公民館	<u>1,350</u>	大集会室	広島市中央公民館，広島市吉島公民館，広島市戸坂公民館，広島市段原公民館，広島市大河公民館，広島市仁保公民館，広島市楠那公民館，広島市三篠公民館，広島市南観音公民館，広島市己斐公民館，広島市草津公民館，広島市古市公民館，広島市安公民館，広島市大塚公民館，広島市沼田公民館，広島市亀山公民館，広島市安佐公民館，広島市中野公民館，広島市船越公民館，広島市湯来南公民館，広島市石内公民館，広島市河内公民館，広島市八幡公民館，広島市坪井公民館及び広島市五日市公民館	<u>1,390</u>
研修室	全公民館	<u>450</u>	研修室	全公民館	<u>460</u>
会議室	広島市中央公民館，広島市楠那公民館，広島市佐東公民館，広島市高陽公民館，広島市亀山公民館，広島市安佐公民館，広島市利松公民館及び広島市美隅公民館以外の公民館	<u>450</u>	会議室	広島市中央公民館，広島市楠那公民館，広島市佐東公民館，広島市高陽公民館，広島市亀山公民館，広島市安佐公民館，広島市利松公民館及び広島市美隅公民館以外の公民館	<u>460</u>
実習室	全公民館	<u>450</u>	実習室	全公民館	<u>460</u>
和室	広島市中央公民館以外の公民館	<u>450</u>	和室	広島市中央公民館以外の公民館	<u>460</u>

新旧対照表（広島市青少年センター条例）

現 行

改 正

第1条～第18条（略）

第1条～第18条（現行に同じ。）

別表第1（第7条関係）

別表第1（第7条関係）

区 分	使用料の額	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
大集会室	円 4,050	円 1,350
小集会室	1,350	450
講義室	1室につき 1,350	1室につき 450
美術室	1,350	450
音楽室	1,350	450
実習室	1室につき 1,350	1室につき 450

区 分	使用料の額	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
大集会室	円 4,170	円 1,390
小集会室	1,380	460
講義室	1室につき 1,380	1室につき 460
美術室	1,380	460
音楽室	1,380	460
実習室	1室につき 1,380	1室につき 460

別表第2（第7条関係）

別表第2（第7条関係）

区 分	使用料の額							超過使用料の額 (30分までごとに)		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前 午後 (午前9時から午後4時まで)	午後 夜間 (午後1時から午後9時まで)	1日 (午前9時から午後9時まで)	午前 9時 から 午後 5時 までの 時間	その 他の 時間	円	円
青少年の自主活動 又は青少年を対象とする事業の場合	入場料を徴収しないとき	平日	4,120	4,630	7,870	7,090	10,060	13,430	920	1,840
	土曜日、日曜日又は休日	5,020	5,530	9,420	8,520	12,000	16,140	1,090	2,180	
青少年を対象とする事業の場合	入場料を徴収するとき	平日	7,220	8,000	13,430	12,260	17,180	23,120	1,570	3,150
	土曜日、日曜日又は休日	8,650	9,680	16,140	14,720	20,690	27,650	1,920	3,840	
青少年を	入場料を	平日	21,190	23,640	39,420	35,810	50,430	67,370	4,630	9,270

区 分	使用料の額							超過使用料の額 (30分までごとに)		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前 午後 (午前9時から午後4時まで)	午後 夜間 (午後1時から午後9時まで)	1日 (午前9時から午後9時まで)	午前 9時 から 午後 5時 までの 時間	その 他の 時間	円	円
青少年の自主活動 又は青少年を対象とする事業の場合	入場料を徴収しないとき	平日	4,230	4,760	8,090	7,290	10,340	13,810	940	1,890
	土曜日、日曜日又は休日	5,160	5,680	9,680	8,760	12,340	16,600	1,120	2,240	
青少年を対象とする事業の場合	入場料を徴収するとき	平日	7,420	8,220	13,810	12,610	17,670	23,780	1,610	3,240
	土曜日、日曜日又は休日	8,690	9,950	16,600	15,140	21,280	28,440	1,970	3,940	
青少年を	入場料を	平日	21,790	24,310	40,540	36,830	51,870	69,290	4,760	9,530

現 行										
対象 とし ない 事業 の場 合	徴収 しな い と き	土 曜 日、 日 曜 日 又 は 休 日	25,320	25,300	47,310	42,920	60,510	80,810	5,530	11,060
	入場 料を 徴収 する とき	平 日	36,450	40,590	67,620	61,540	86,500	115,730	8,000	16,000
		土 曜 日、 日 曜 日 又 は 休 日	43,700	48,610	81,070	73,840	103,710	138,890	9,680	19,360

備考 (略)

別表第3 (第7条関係)

区 分	使用料の額	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
集 会 室	円 4,050	円 1,350
リ ハ ー サ ル 室	4,050	1,350
大 会 議 室	4,050	1,350
小 会 議 室	1室につき 1,350	1室につき 450

改 正										
対象 とし ない 事業 の場 合	徴収 しな い と き	土 曜 日、 日 曜 日 又 は 休 日	26,040	29,100	48,660	44,140	62,230	83,110	5,680	11,370
	入場 料を 徴収 する とき	平 日	37,490	41,740	69,550	63,290	88,970	119,030	8,220	16,450
		土 曜 日、 日 曜 日 又 は 休 日	44,940	49,990	83,380	75,940	106,670	142,850	9,950	19,910

備考 (現行に同じ。)

別表第3 (第7条関係)

区 分	使用料の額	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
集 会 室	円 4,170	円 1,390
リ ハ ー サ ル 室	4,170	1,390
大 会 議 室	4,170	1,390
小 会 議 室	1室につき 1,380	1室につき 460

新旧対照表（広島市国際青年会館条例）

現 行			改 正				
第1条～第17条（略）			第1条～第17条（現行に同じ。）				
別表（第16条関係）			別表（第16条関係）				
(1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合			(1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合				
区 分		金額（1人1泊につき）	区 分		金額（1人1泊につき）		
		円			円		
洋室（小）		3,620	洋室（小）		3,720		
洋室（大）	1人で使用する場合	4,590	洋室（大）	1人で使用する場合	4,720		
	2人で使用する場合	3,130		2人で使用する場合	3,210		
特別洋室	1人で使用する場合	6,050	特別洋室	1人で使用する場合	6,220		
	2人で使用する場合	4,030		2人で使用する場合	4,140		
和室（小）	1人で使用する場合	4,510	和室（小）	1人で使用する場合	4,630		
	2人で使用する場合	3,380		2人で使用する場合	3,470		
	3人で使用する場合	2,820		3人で使用する場合	2,900		
和室（大）	1人で使用する場合	4,510	和室（大）	1人で使用する場合	4,630		
	2人で使用する場合	3,380		2人で使用する場合	3,470		
	3人以上で使用する場合	2,820		3人以上で使用する場合	2,900		
宿泊研修室	1人で使用する場合	4,010	宿泊研修室	1人で使用する場合	4,120		
	2人で使用する場合	2,880		2人で使用する場合	2,960		
	3人以上で使用する場合	2,320		3人以上で使用する場合	2,380		
(2) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合 ア 宿泊施設			(2) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合 ア 宿泊施設				
区 分		金額（1人1泊につき）		区 分		金額（1人1泊につき）	
		小人	大人			小人	大人
		円	円			円	円
洋室（小）		3,620	5,760	洋室（小）		3,720	5,920
洋室（大）	1人で使用する場合	4,590	7,390	洋室（大）	1人で使用する場合	4,720	7,600
	2人で使用する場合	3,130	4,960		2人で使用する場合	3,210	5,100
特別洋室	1人で使用する場合	6,050	9,620	特別洋室	1人で使用する場合	6,220	9,890
	2人で使用する場合	4,030	6,410		2人で使用する場合	4,140	6,590
和室（小）	1人で使用する場合	4,510	7,610	和室（小）	1人で使用する場合	4,630	7,820
	2人で使用する場合	3,380	5,530		2人で使用する場合	3,470	5,680
	3人で使用する場合	2,820	4,610		3人で使用する場合	2,900	4,740
和室（大）	1人で使用する場合	4,510	7,610	和室（大）	1人で使用する場合	4,630	7,820
	2人で使用する場合	3,380	5,530		2人で使用する場合	3,470	5,680

現 行

	3人以上で使用する 場合	<u>2,820</u>	<u>4,610</u>
宿泊研修室	1人で使用する 場合	<u>4,010</u>	<u>6,390</u>
	2人で使用する 場合	<u>2,880</u>	<u>4,580</u>
	3人以上で使用する 場合	<u>2,320</u>	<u>3,690</u>

備考 (略)

イ 研修施設

区 分		金 額	
		3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
研修室	1室を使用する 場合	円 <u>3,090</u>	円 <u>1,030</u>
	2室を一室として使用する 場合	<u>5,400</u>	<u>1,800</u>
	3室を一室として使用する 場合	<u>6,960</u>	<u>2,320</u>

ウ 附属設備 (略)

改 正

	3人以上で使用する 場合	<u>2,900</u>	<u>4,740</u>
宿泊研修室	1人で使用する 場合	<u>4,120</u>	<u>6,570</u>
	2人で使用する 場合	<u>2,960</u>	<u>4,710</u>
	3人以上で使用する 場合	<u>2,380</u>	<u>3,790</u>

備考 (現行に同じ。)

イ 研修施設

区 分		金 額	
		3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
研修室	1室を使用する 場合	円 <u>3,170</u>	円 <u>1,050</u>
	2室を一室として使用する 場合	<u>5,550</u>	<u>1,850</u>
	3室を一室として使用する 場合	<u>7,150</u>	<u>2,380</u>

ウ 附属設備 (現行に同じ。)

新旧対照表（広島市少年自然の家条例）

現 行				改 正					
第1条～第20条（略）				第1条～第20条（略）					
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）					
(1) 宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料				(1) 宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料					
区 分		単 位	使用料の額		区 分		単 位	使用料の額	
			小人	大人				小人	大人
宿泊室	少年等 が使用 する場 合	1人 1泊 につき	円 <u>400</u>	円 <u>820</u>	宿泊室	少年等 が使用 する場 合	1人 1泊 につき	円 <u>410</u>	円 <u>840</u>
	少年等 以外が 使用す る場 合	1人 1泊 につき	<u>630</u>	<u>1,280</u>		少年等 以外が 使用す る場 合	1人 1泊 につき	<u>640</u>	<u>1,310</u>
キャンプ施設		1人 1泊 につき	220	<u>460</u>	キャンプ施設		1人 1泊 につき	(現行に同じ。)	<u>470</u>
プール施設		1人 1回 につき	250	<u>480</u>	プール施設		1人 1回 につき	(現行に同じ)	<u>490</u>
備考（略）				備考（現行に同じ。）					
(2)（略）				(2)（現行に同じ。）					

新旧対照表（広島市子ども文化科学館条例）

現 行				改 正			
第1条～第12条（略）				第1条～第12条（現行に同じ。）			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
個人で観覧する 場合	小人	映写1回につき	円 250	個人で観覧する 場合	小人	映写1回につき	円 (現行に 同じ。)
	大人		500		大人		510
30人以上の団 体で観覧する場 合	小人	1人映写1 回につき	250	30人以上の団 体で観覧する場 合	小人	1人映写1 回につき	(現行に 同じ。)
	大人		400		大人		410
備考（略）				備考（現行に同じ。）			

新旧対照表（広島市交通科学館条例）

現 行				改 正			
第1条～第13条（略）				第1条～第13条（現行に同じ。）			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
個人で観覧する 場合	小人	1回につき	円 250	個人で観覧する 場合	小人	1回につき	円 (現行に 同じ。)
	大人		500		大人		510
30人以上の団 体で観覧する場 合	小人	1人1回に つき	200	30人以上の団 体で観覧する場 合	小人	1人1回に つき	(現行に 同じ。)
	大人		400		大人		410
備考（略）				備考（現行に同じ。）			
別表第2（略）				別表第2（現行に同じ。）			

新旧対照表（広島市グリーンスポーツセンター条例）

現 行		改 正	
第1条～第20条（略）		第1条～第20条（現行に同じ。）	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
区 分	使用料の額（1人1泊につき）	区 分	使用料の額（1人1泊につき）
小人	220円	小人	（現行に同じ。）
大人	460円	大人	470円
備考（略）		備考（現行に同じ。）	